

会員種別		入会条件				メリット	基本的同意事項		
参画対象	会員種別	応募者	応募・参画フォーム	入会契約	入会期間(期限)				
第一の方法 【工法概要 (高度型・通常型)】	正会員会社 S	当該特許技術(工法と製品)を提供する特許権者群。	特許権者群を代表する会社(所属社員が入力)。	シーズ(特許技術)応募フォーム。	研究会管理会社との、同特許権者群全員の入会・元ライセンス契約。	当該特許権利の有効期限。	<ul style="list-style-type: none"> 研究会が、元ライセンス契約にて、実施権許諾契約及び実施料收受を一括代行するので、ライセンス業務が省力化する。 各特許技術は工法概要にパッケージで、公報・普及を図るので、実施料収入が最大化する。 各特許技術の実施状況については、当該特許権者に最低年一回、通知される。 建設会社の特許権者にとっては、「工法と製品」の遊休特許を有効活用でき、フィービジネスが拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募の「特許技術」が研究会が公開する「ニーズ内容」に合致し、研究会の審査に合うこと。 特許権者群全社が、研究会規約に同意すること。 左記入会期間は、権利の譲渡など権利関係の改変は行わないこと。 当該特許技術は入会期間、自ら実施以外の再許諾権を含む特許権を研究会管理会社の排他的専権事項とすること。 	
	正会員会社 F	NETIS登録が前提の「高度型」で「工法概要」に参画し、購買を希望する当該特許技術(製品)の製造・販売の製造会社群とともに、NETIS登録を行うに至る、当該特許技術(工法)を実施する建設会社。(準会員会社で入会し、NETIS登録後、正会員会社に昇格する。)				NETIS登録日より10年目の日			
	正会員会社 M	NETIS登録が前提の「高度型」で「工法概要」に参画し、製造・販売先の当該特許技術(工法)を実施する建設会社(1社)とともに、NETIS登録を行うに至る、当該特許技術(製品)を製造する製造会社。(準会員会社で入会し、NETIS登録後正会員会社に昇格する。)	当該特許技術(工法)を実施する建設会社及び同社購買希望の当該特許技術(製品)を製造・販売する製造会社群の両者を代表する、同建設会社(所属社員が入力)。	工法概要参画フォーム(高度型・通常型)。	研究会管理会社との、同建設会社(1社)及び同製造会社群の入会・実施権許諾契約。			<ul style="list-style-type: none"> 研究会が、特許技術を「工法概要」にパッケージ化し、元ライセンス契約にて、実施権許諾契約を一括代行するので、多彩な「工法」を簡便に活用できる。 「高度型」で入会し、当該契約後3年以内のNETIS登録すれば、適用現場の制約のない、適用期限が「NETIS登録日より10年目の日」まで延長となる実施権が得られる。 製造会社は、単独応募できるので、建設会社の購買範囲が拡大し、双方の利益機会が拡大する。 NETIS登録する会員会社は、開発会社の欄、問い合わせ先(技術・営業)の欄、問い合わせ先(番号1~)の欄の、希望の欄に会社名を登録できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 参画のフィールド(工事)が、規模や内容において、研究会の審査に合うこと。 当該製造会社は当該製品の製造能力を有し、研究会の審査に合うこと。 当該特許技術(工法)を実施する建設会社及び同社購買希望の当該特許技術(製品)を製造・販売する製造会社群の全社が、研究会規約に同意すること。 製造会社の追加変更の場合は、逐次「修正参画」にて参画フォームにて申し込むこと。
	準会員会社 F	「工法概要」に参画する、NETIS登録を行わない、当該特許技術(工法)を実施する建設会社。(NETIS登録が前提の「高度型」で入会しNETIS登録を辞退した場合と、最初からNETIS登録を前提としない「通常型」の入会の場合がある。)				当該工事工期、入会契約日より5年、の何れかの最遅日。			
	準会員会社 M	「工法概要」に参画する、NETIS登録を行わない、建設会社購買希望の当該特許技術(製品)を製造する製造会社。(NETIS登録が前提の「高度型」で入会しNETIS登録を辞退した場合と、最初からNETIS登録を前提としない「通常型」の入会の場合がある。)							
	賛助会員会社	当該特許技術を含まない周辺技術(製品)の製造会社もしくは設備会社等。	同左(所属社員が入力)。	仮会員入会フォーム。	当該部会の正会員会社の推薦を前提とした、代表幹事会社との製造会社等との入会契約。	当該特許権利の有効期限。	<ul style="list-style-type: none"> 当該部会に参画でき、特許技術(製品)と整合性のある製品情報を正会員から得ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該製造会社は当該製品の製造能力を有し、研究会の審査に合うこと。 当該製造会社は、研究会規約に同意すること。 当該「工法概要」の部会以外の部会への参画希望の場合は、代表幹事に申し出ること。 	
第二の方法 【特許技術(製品)】	正会員会社 S	当該特許技術(製品)を提供する、特許権者群。	同左(所属社員が入力)。	シーズ(特許技術)応募フォーム。	研究会管理会社との、同特許権者群全員の入会・元ライセンス契約。	当該特許権利の有効期限。	<ul style="list-style-type: none"> 研究会が、元ライセンス契約にて、実施権許諾契約及び実施料收受を一括代行するので、ライセンス業務が省力化する。 各特許技術の実施状況については、当該特許権者に最低年一回、通知される。 	<ul style="list-style-type: none"> 応募の「特許技術」が研究会が公開する「ニーズ内容」に合致し、研究会の審査に合うこと。 特許権者群全社が、研究会規約に同意すること。 左記入会期間は、権利の譲渡など権利関係の改変は行わないこと。 当該特許技術は入会期間、自ら実施以外の再許諾権を含む特許権を研究会管理会社の排他的専権事項とすること。 	
	準会員会社 M(特許)	当該特許技術(製品)の製造会社。	同左(所属社員が入力)。	特許技術参画フォーム(製品のみ)。	研究会管理会社との製造会社の入会・実施権許諾契約。	当該特許権利の有効期限。	<ul style="list-style-type: none"> 研究会が、特許技術を、元ライセンス契約にて、実施権許諾契約を一括代行するので、多彩な「工法」を簡便に活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該製造会社は当該製品の製造能力を有し、研究会の審査に合うこと。 当該製造会社は、研究会規約に同意すること。 	
	賛助会員会社	当該特許技術を含まない周辺技術(製品)の製造会社もしくは設備会社等。	同左(所属社員が入力)。	仮会員入会フォーム。	当該部会の正会員会社の推薦を前提とした、代表幹事会社との製造会社等との入会契約。	当該特許権利の有効期限。	<ul style="list-style-type: none"> 当該部会に参画でき、特許技術(製品)と整合性のある製品情報を正会員から得ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該製造会社は当該製品の製造能力を有し、研究会の審査に合うこと。 当該製造会社は、研究会規約に同意すること。 当該「工法概要」の部会以外の部会への参画希望の場合は、代表幹事に申し出ること。 	
仮会員	会員会社ではない、入会希望の会社の社員。(仮会員は会員会社として扱わない。)	同左(所属社員が入力)。		研究会管理会社の承認。	応募参画フォームの入力終了まで		<ul style="list-style-type: none"> 研究会の審査に合うこと。 研究会規約に同意すること。 		

		遵守事項	
参画対象		研究会の遵守・関連事項	入会会社の遵守・関連事項
第一の方法 【工法概要 (高度型・通常型)】	正会員会社S	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・元ライセンス契約に基づき研究会活動の原資として、入会金、年会費を徴収できる。 ・また同契約に基づき、実施料等を徴収し、当該特許権利者に分配しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・元ライセンス契約に基づき、入会金、年会費を納金しなければならない。 ・実施料の徴収代行サービスを受けることができる。 ・当該特許権者の自ら実施としての製造は、自由に行うことができる。 ・入会・実施権許諾契約をしていない建設会社に対する、当該特許権者の自ら実施としての製造・販売は、自由に行うことができる。 ・入会・実施権許諾契約をしている建設会社に対する、当該特許権者の自ら実施としての製造・販売は、研究会に対し営業手数料（実施料でない）を支払わなければ、行うことができない。 ・当該特許権者の自ら実施としての工法の実施（施工）は、行うことができない。 ・当該特許技術を実施する建設会社が、研究会が設置する部会において、参画する「工法概要」から「新たな工法概要」を作成する場合、同社購買希望の製造会社群とともに、これに協力しなければならない。 ・研究会が許諾した、建設会社及び当該建設会社購買希望の製造会社の当該特許権の行使は認めなければならない。
	正会員会社F		
	正会員会社M	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・実施権許諾契約に基づき建設会社及び製造会社から研究会活動の原資として、入会金、特許管理手数料、年会費を徴収できる。 ・入会・実施権許諾契約に基づき製造会社から研究会活動の原資として、製造販売・損料契約に係る営業手数料を徴収できる。 ・また同契約に基づき、実施料等を徴収し、当該特許権利者に分配しなければならない。 ・建設会社及び同社購買希望の製造会社群の入会・実施権許諾契約は、全社一括契約を基本としなければならない。 ・当該建設会社が、同社購買希望の製造会社群と当該特許権利者群とともに「新たな工法概要」の作成に伴う連絡調整のため、同「工法概要」の部会を設置しなければならない。 ・当該建設会社が提出する「新たな工法概要」を審査の上受理しなければならない。 ・同「工法概要」の部会において、NETIS登録の指導を行わなければならない。 ・NETIS登録が前提の「高度型」で入会し、NETIS登録に至った準会員会社である当該建設会社及び同社購買希望の製造会社を、正会員会社に昇格させなければならない。 ・当該建設会社の一括契約にない、製造会社の単独参画希望を知り得た場合、当該建設会社に同参画希望を伝達しなければならない。 ・必要に応じ、同一の「工法」に対し複数ある各「工法部会」を最新の「工法部会」に統合しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・実施権許諾契約に基づき、建設会社及び製造会社は、入会金、特許管理手数料、年会費、及び、実施料を納金しなければならない。 ・入会・実施権許諾契約に基づき、製造会社は、製造販売・損料契約に係る営業手数料を納金しなければならない。 ・当該建設会社は、参画する「工法概要」を、同社購買希望の製造会社群とともに当該特許権利者群の協力を受け、提供するフィールドにおける計画・実施を背景にブラッシュアップし「新たな工法概要」として作成・提出しなければならない。 ・当該建設会社は、「新たな工法概要」の作成における連絡調整の場として、研究会が設置する「部会」を活用できる。 ・「高度型」で入会の会員会社は、NETIS登録を当該契約後3年以内に行えた場合、以下の利便を享受できる。 ①許諾を受けた特許権の有効期間を、「当該工工期もしくは入会契約日より5年の何れかの最遅日」から「NETIS登録日より10年目の日」まで延長することができる。 ②当該正会員会社（昇格した会員会社を含む）の希望者は、NETIS登録において、開発会社の欄、問い合わせ先（技術・営業）の欄、問い合わせ先（番号1～）の欄の、希望の欄に会社名を登録してよい。（尚、この場合、本研究会も前記希望者と協議しつつ同様に登録してよいものとする。） ③準会員会社から正会員会社に昇格した場合、希望により研究会の承認を受け出資すれば、各社1名の幹事を本研究会の幹事に選出することができる。 ・登録するNETISは、当該「新たな工法概要」に準拠し、かつ、元となる研究会作成の「工法概要」に含まれる特許権の過半を網羅しなければならない。 ・「通常型」で入会の会員会社は、同じ「工法概要」において「高度型」で入会の会員会社のNETIS登録が当該契約後3年以内になされない場合、研究会と協議の上、「高度型」に変更することができる。
	準会員会社F		
	準会員会社M		
賛助会員会社	<ul style="list-style-type: none"> ・入会契約に基づき研究会活動の原資として、年会費を徴収できる。 ・入会契約に基づき研究会活動の原資として、製造販売・損料契約に係る営業手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会契約に基づき、年会費を納金しなければならない。 ・入会契約に基づき、製造販売・損料契約に係る営業手数料を納金しなければならない。 ・入会は当該部会への入部が前提となる。 ・入部は、当該部会の正会員会社の推薦を前提とし、特許技術（製品）と整合性のある製品情報を正会員会社から得ることができる。 ・当該部会以外の部会への参画希望の場合は、代表幹事に申し出、希望先の部会の正会員会社の推薦により入部できる。 	
第二の方法 【特許技術（製品）】	正会員会社S	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・元ライセンス契約に基づき研究会活動の原資として、入会金、年会費を徴収できる。 ・また同契約に基づき、実施料等を徴収し、当該特許権利者に分配しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・元ライセンス契約に基づき、入会金、年会費を納金しなければならない。 ・実施料の徴収代行サービスを受けることができる。 ・当該特許権者の自ら実施としての製造は、自由に行うことができる。 ・研究会が許諾した、当該建設会社購買希望の製造会社の当該特許権の行使は認めなければならない。
	準会員会社M（特許）	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・実施権許諾契約に基づき研究会活動の原資として、入会金、特許管理手数料、年会費を徴収できる。 ・入会契約に基づき研究会活動の原資として、製造販売・損料契約に係る営業手数料を徴収できる。 ・また同契約に基づき、実施料等を徴収し、当該特許権利者に分配しなければならない。 ・当該製造会社の希望の場合、連絡調整のため当該製品の製品部会を設置しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会・実施権許諾契約に基づき、製造会社は、入会金、特許管理手数料、年会費、及び、実施料を納金しなければならない。 ・入会・実施権許諾契約に基づき、製造販売・損料契約に係る営業手数料を納金しなければならない。 ・当該製造会社は、連絡調整の場として、研究会が設置する「部会」を活用できる。
	賛助会員会社	<ul style="list-style-type: none"> ・入会契約に基づき研究会活動の原資として、年会費を徴収できる。 ・入会契約に基づき研究会活動の原資として、製造販売・損料契約に係る営業手数料を徴収できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入会契約に基づき、年会費を納金しなければならない。 ・入会契約に基づき、製造販売・損料契約に係る営業手数料を納金しなければならない。 ・入会は当該部会への入部が前提となる。 ・入部は、当該部会の正会員会社の推薦を前提とし、特許技術（製品）と整合性のある製品情報を正会員会社から得ることができる。 ・当該部会以外の部会への参画希望の場合は、代表幹事に申し出、希望先の部会の正会員会社の推薦により入部できる。
仮会員	<ul style="list-style-type: none"> ・入会希望（応募・参画）の場合、内規に基づき、入会審査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募・参画フォームの入力以外の契約はない。 ・一切の課金はない。 ・仮会員登録と仮会員番号（有期限）の入手により、各応募フォームへのアクセスができる。 ・二応募の場合は、希望によりNETIS登録に至った場合、連絡を受けることができる。 	